

共同著作物における共同創作性の要件（ヒーローコンテンツ事件）

【文 献 種 別】 判決／大阪地方裁判所
【裁判年月日】 令和 8 年 1 月 20 日
【事 件 番 号】 令和 5 年（ワ）第 9267 号
【事 件 名】 著作物使用差止請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項 12 号
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25574765

東洋大学教授 安藤和宏

事実の概要

X（原告）は、インターネットコンテンツの企画・立案・制作・運営や映像等デジタルコンテンツの企画・運営・制作等を目的とする会社であり、A が代表取締役である。Y₁（被告）は、高压ガスの製造・販売及び付随する保安業務、液化石油ガスの販売及び保安に関する業務その他の事業を目的とする会社である。Y₂（被告）は、一般興業・催し物に関する事業、広告媒体等の企画・製作物の販売等を目的とする会社である。訴外 Z は、ヒーローショーに特化したイベント企画・運営、舞台衣装のデザイン・造形・製作・販売等を目的とする会社であり、B が代表取締役である。

X は、平成 29 年 4 月 3 日、Y₂ との間で、Y₁ の広告宣伝用のヒーローコンテンツに係る各種制作について、X が委託を受ける旨の業務委託契約を締結した。本件委託契約書には、「この契約書に基づいて制作された制作物の著作権は、Y₂ に帰属し、X は、Y₂ の許可なくしてこれを使用してはならない。」との記載があった一方で、本件委託契約のもとで X が制作した著作物について、X が著作者人格権を行使しないことを承諾する旨や著作権法 27 条及び 28 条に定める権利を譲渡する旨の記載はなかった。

X は、ヒーローコンテンツの制作実績を有する Z にヒーローコンテンツに係る各種制作の参加を打診し、Z はこれを受け入れた。その後、X 代表者の A と Z 代表者の B は、ネット経由のチャットを通じて、頻繁にやり取りを繰り返し、上記コン

テンツに登場させるヤマシロンをはじめとするキャラクターなどのイラストを具体化させるなどの作業を行った。X は Y₁ から本件著作物の利用許諾及びマネジメント業務を受託していたが、Y₁ が Z との関係を強め、X が関与しないまま、本件著作物に係る各種グッズが製造・販売されたため、X と Y₁、Y₂、Z との関係性が悪化した。

X は Y₁ 及び Y₂ から各委託契約関係を解消する旨の意思表示をされたため、Z との共同作業によって完成したイラスト 10 点（本件著作物 1～10）及び三次元のヒーロースーツ 1 点（本件著作物 1 を基礎とし、これに修正を加えて作成されたイラストを三次元化したもの）について、著作権及び著作者人格権を保有することの確認を求めて、訴訟を大阪地方裁判所に提起した。裁判所は、X が本件著作物の著作者であることを認め、本件著作物に係る著作権法 27 条及び 28 条に定める権利並びに著作者人格権を有すると判断した。

判決の要旨

「一般に、共同著作物とは、2 人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう（著作権法 2 条 1 項 12 号）ところ、本件著作物 1 ないし 4 及び 11 について、X が共同著作者といえるかについては、X と Z との間で、分離しての利用が不能な著作物を創作するという共同意思があり、かつ、共同して創作行為を行った結果として創作された著作物といえるかを検討す

べきものといえる（そのため単独著作のときのように、各人の個別の行為の創作性を問う必要が必ずしもあるわけではない。）。」

「本件著作物 1 ないし 4 は、Y₁ の広告宣伝用のヒーローコンテンツとして、X が、Y₂ から委託を受けたことを端緒として制作が開始され、X の意思のもと、Z にも制作への参画を依頼し、Z もこれを承諾したもので、以降、X と Z の間では、数か月にわたって、イラストの前提となるコンテンツの設定やイラストの制作について、イラストの具体案を交えながら、頻繁に意見交換を繰り返し、その成果物として、制作されたものである。また、制作過程を具体的に見ても、まず X が、ガスの製造販売等を目的とする会社の広告宣伝を目的としていることを踏まえ、ガス事業に関する雑学的な要素を盛り込んだ設定などの構想やラフイラストを Z に伝え、双方がいわば目指すべきコンテンツの世界観やイメージを共有しつつ、意見交換を重ねた結果、Z が、その具現化として、本件著作物 1 ないし 4 の原型ともいえるべきイラスト案を提示し、以後、このイラスト案を基礎に、X 及び Z 双方が、修正意見を言い合い、修正作業を重ねながら（その作業には、X と Y₂ の間でやり取りがなされたものもあるが、この時点では、Z と Y₂ 及び Y₁ が直接やり取りしたことはなかった。）、本件著作物 1 ないし 4 を完成させたものといえる。また、Y₂ からコンテンツ制作の委託を受けたのはあくまで X であり、Y₁ に対して、コンテンツの設定や世界観に加え、本件著作物 1 ないし 4 も含めた各イラストの説明を行ったのも X であるところ、ヒーローコンテンツとしての世界観や発注者の意向との整合性などの観点で、細部を含めてどのようなイラストに仕上げるかの最終的な決定権は、X と Z との間においては、X にあったものといえる。このような創作の経過全体に照らせば、本件著作物 1 ないし 4 は、まさに、X と Z が、創作の共同意思のもと、共同して創作行為を行った結果として創作された著作物といえるべきであり、X は、それらの共同著作者であると認められる。」

「本件著作物 1 ないし 4 そのものについて、X の意見等が反映されているのは、ハチガネやベルトバックル等の作成やカラーリングといった程度にとどまるが、このことは、寄与の程度はともかくとして、X も本件著作物 1 ないし 4 の創作行

為を行っていたことを示すものといえる。そして、本件著作物 1 ないし 4 は、それぞれが、分離しての利用が不能な 1 つの著作物である以上、各著作物の全体について、X は共同著作者の地位にあるといえるもので、イラストに関する個別具体的な寄与の範囲や程度をもって、これを否定することも、やはり共同著作の基本的な考えや本件の創作経過と相いれないものといえる。」

「本件著作物 11 は、X が共同著作者である本件著作物 1 を基礎とし、これに修正を加えて作成されたイラストを三次元化したものであり、本件著作物 1 と本件著作物 11 を比較しても、その差異は限定的で、表現としての本質的な特徴を共にしているといえること、当該制作は、Y₂ から X が委託を受け、X からの求めに応じて Z もその制作に参画したという本件著作物 1 ないし 10 と同じ法的枠組みの下で行われたものと評価でき、X と Z との間の共同創作の意思の範囲内にあったといえること、……当初から、二次元のイラストのみならず、三次元のヒーロースーツの制作も射程としたものであったこと、実際の創作過程としても、本件著作物 1 からの修正原案を作成したのは Z ではあるが、Z は、X にも意見を求め、その意見も踏まえた上で別紙 5 の 4 のとおりに最終的なイラストを完成させ、その三次元化として本件著作物 11 を制作したことを踏まえると、本件著作物 11 も、X 及び Z が共同して創作したもので、X は共同著作者であると認められる。……本件著作物 11 も、本件著作物 1 と同様に、X と Z との共同意思のもとで、共同して創作された成果物といえる以上、X も共同著作者の地位にあると認められるのであって、個々の修正意見の採否や寄与の範囲、程度などを理由にこれを否定することはできないというべきである（なお、別紙 5 の 2 ないし 4 及び本件著作物 11 を対比すると、少なくとも、頭部に備えられている炎の形状部分について、X の意見が反映されているものとうかがわれる。）。」

判例の解説

一 はじめに

本件各著作物のうち、本件著作物 1 ないし 4 及び 11 に関して、Z が創作したことについては争いがないという前提の下に、X が創作に関与し

たこれらの著作物について、Xが共同著作者の地位を有するかが争点となった（本件著作物5ないし10に関して、Xが単独で創作したことについては争いが無い）。

なお、本訴訟では、XがY₁に対し、本件各著作物に関する著作権を著作権法27条及び28条に定める権利を含めて譲渡する旨の合意をしたことも争点となった。裁判所は著作権の譲渡を認めたが、著作権法27条及び28条に定める権利はXに留保されていると判断した。この争点に対する判示も興味深い。紙幅の関係上、検討の対象から外すことにする。

二 検討

著作権法は、共同著作物を「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう」（2条1項12号）と規定している。したがって、著作権法上、共同著作物として保護を受けるためには、①共同創作性と②分離利用不可能性という2つの要件を満たす必要がある。本訴訟では、本件著作物の創作過程におけるXの行為が共同創作性の要件を満たすかが争点となった。なぜなら、共同創作性が問題となった本件著作物1ないし4及び11は、Zが本件著作物の原型ともいべきイラスト案をXに提示し、このイラスト案を基礎にXとZの意見を反映させたうえで、完成したものである。

共同創作性が肯定された裁判例としては、①古典文学の英訳のネイティブ・チェック（大阪高判昭55・6・26無休裁集12巻1号266頁〔英訳平家物語事件（控訴審）〕）、②4コマ漫画の基本的な構成及び吹き出し部分の台詞に対する具体的な指示（東京地判平9・3・31判時1606号118頁〔在宅看護アドバイス事件〕）、③英文原稿の確認や英語表現の訂正・付加、内容等のコメントによる修正の指示（東京地判平21・11・27平18（ワ）2591〔ニューロレポート論文事件〕）、④教科書の編集方針案や原稿案の作成、討議の参加、原稿の検討（東京地判平3・5・22判時1421号113頁〔教科書朗読テープ事件〕）、⑤自然科学の論文に結実した共同研究への貢献（大阪高判平6・2・25判時1500号180頁〔野川グループ事件〕）等がある。

一方、共同創作性が否定された裁判例としては、⑥脚本の原案の提供（東京地判昭50・3・31判タ

328号362頁〔私は貝になりたい事件〕）、⑦部分的な誤り等の指摘（東京地判平2・6・13判時1366号115頁〔薬理学教科書事件〕）、⑧講談用の脚本に関するアイデアの提供や助言、上演における工夫（東京地判平14・8・28判時1816号135頁〔はだしのゲン事件〕）、⑨翻訳原稿に対する下線や丸、クエスチョンマーク等による注意喚起（京都地判平16・11・24判時1910号149頁〔事実性と妥当性事件〕）、⑩編集著作物の原案に対する執筆担当者の変更の提案（知財高決平28・11・11判時2323号23頁〔著作権判例百選事件（抗告審）〕）、⑪建物の外観設計に関するアイデアの提案（東京地判平29・4・27平27（ワ）23694〔ステラマッカートニー事件〕）等がある。

これらの裁判例を分析すると、共同創作性の判断に当たって裁判所は少なくとも(1)創作的関与の程度、(2)共同作業の継続性・反復性、(3)表現内容に対する決定権を考慮しているように思われる。本訴訟においても裁判所は、XとZが頻繁に意見交換を繰り返し、修正意見を言い合い、修正作業を重ねて、イラストを制作したこと（共同作業の継続性・反復性）とどのようなイラストに仕上げるかの最終的な決定権はXにあったこと（表現内容に対する決定権）を重視している（ただし、本件著作物11の決定権はZにあった）。

しかしながら、裁判所は(1)創作的関与の程度について、「Xが共同著作者といえるかについては、XとZとの間で、分離しての利用が不能な著作物を創作するという共同意思があり、かつ、共同して創作行為を行った結果として創作された著作物といえるかを検討すべきものといえる（そのため単独著作のときのように、各人の個別の行為の創作性を問う必要が必ずしもあるわけではない。）」（下線は筆者）と判示し、各人の行為の創作性について、「必ずしも」という留保をつけながらも、その必要性を否定した。

この論点を巡っては、「ある種類の著作物を共同して創作したというためには、当該著作物の類型に固有の表現を作出する行為を行っていないといけない¹⁾」という説（単独創作行為必要説）と「共同著作物が成立するためには複数人の創作的関与が必要となるが、単独著作の場合と異なり、著作者各人の行為は、それ自体が著作物の創作行為と評価し得るものである必要は必ずしもなく、他者の創作行為を前提として、自らも著作物の創

作的表現の作出に寄与したと評価し得るものであれば足りる²⁾という説(単独創作行為不要説)が対立している。本判決は単独創作行為不要説に立つものと解されるが、その理論的根拠については十分な説明がなく、その射程も必ずしも明らかではない。

単独創作行為必要説は、著作権法上の共同著作物の定義である「二人以上の者が共同して創作した著作物」という文言を根拠に、共同著作と認められるためには、通常の場合と同様に「創作した」ことが必要になるため、共同著作における著作者の認定にも一般的な認定と同一の基準が適用されるべきとする³⁾。著作権法の基本法理であるアイデア・表現二分法もこの説の理論的根拠になるだろう。

一方、単独創作行為不要説は、次の例を挙げて、これに反論する。すなわち、「Aが表現 α を、Bが表現 β を作成し、表現 α と表現 β が一体となって初めて創作性が認められるという場合、A、Bの創作行為はそれ自体として見れば、著作物の創作行為とは言えないが、互いに相手方の創作行為を前提としつつ、创作的表現の作出に寄与したと言えれば、完成した作品はA、Bの共同著作物として保護される⁴⁾」というのである。確かにこの例のように、各人の寄与が一体となって初めて創作性が認められる場合、単独創作行為必要説に立つと、誰も著作権を主張することができなくなる。

アメリカでも両者の説が激しく対立しており、単独創作行為必要説が通説・判例であったが、人気コミック・ブック『Spawn』のキャラクターの著作権を巡る Gaiman 事件で、第7巡回区連邦控訴裁判所は「共同著作物として成立するためには、各人の寄与が独立した著作物でなければならない」という判決は一般的には正しいが、創作過程の特性上、各人の寄与が独立した著作物として成立し得ない場合があることを考慮していない⁵⁾と判示して、少数説であった単独創作行為不要説を採用した。

このように単独創作行為不要説は、各人の寄与だけを見ると、それ自体では著作物として認められないものでも、これらを結合すると一つの著作物が完成するというケースに対しては有効に機能するが、その適用に当たっては注意が必要である。単独創作行為不要説によると、共同著作者性は各人が著作物の創作に実質的に関与しているか

によって判断されるとし、その判断は著作物の創作過程における各人の関与の態様・程度を総合して考慮するとしている⁶⁾。しかしながら、「総合考慮」という性質上、予測可能性や法的安定性に乏しく、裁判官の個別的判断に依存する側面が大きい。事実、本訴訟においても、裁判所は本件著作物1ないし4及び11に対するXの創作的関与の程度を十分に考慮していないように思われる。

創作的関与の判断基準が過度に緩和されれば、創作者と監修者、編集者、アドバイザー等との境界が曖昧となり、共同著作者の範囲が不当に拡大するおそれがある。したがって、単独創作行為不要説を採用するとしても、各人の寄与が一体となって初めて創作性が認められるような例外的なケースに留めるべきであろう。

三 おわりに

本件の事実を見る限り、Xはラファイラストの提示や具体的な修正の提案及び作業等、その創作的関与が著作物に反映されているため、Gaiman 事件と異なり、単独創作行為必要説によっても共同創作性を肯定することは可能であったように思われる。にもかかわらず単独創作行為不要説を採用したところに本判決の意義がある。

確かに本件のような架空のキャラクターの創作過程においては、各人の寄与が著作物の創作行為といえない場合があり得る。裁判所は、そのようなケースに対応するために、単独創作行為不要説を採用したのではないだろうか。そうだとすると、その射程や理論的根拠を明確かつ詳細に判示することが求められた事案ではないかと思えるのである。

● 注

- 1) 駒田泰土「共同著作、二次的著作」高林龍ほか編『知的財産法の理論的探求』(日本評論社、2012年)227頁。
- 2) 小泉直樹ほか編『条解著作権法』(弘文堂、2023年)82頁〔横山久芳〕。
- 3) 上野達弘「著作者の認定」牧野利秋ほか編『著作権関係訴訟法』(青林書院、2004年)223頁。
- 4) 横山・前掲注2)82頁。
- 5) Gaiman v. McFarlane, 360 F.3d 644, 659 (7th Cir. 2004)。
- 6) 横山久芳「共同著作の成立要件について」飯村敏明先生退官記念『現代知的財産法 実務と課題』(発明推進協会、2015年)1097頁。